

「危険物海上輸送 ポケットガイド 2025年版」のご案内

危険物の海上輸送の表示に関する注意事項をまとめたポケットガイドの「最新版」が出来上がりました。

ラベルのご注文をいただいたお客様に差し上げています！

複数ご希望の方は、備考欄に部数をご記載ください。

●[UN]の文字及び国連番号の表示

小型容器、大型容器、IBC容器、減圧容器及び液体材料並びに無外殻で運送される危険物に「UN」の文字に続けて国連番号を記載し、その表示は以下に示す容積等の許容質量又は許容容積に記した文字の箇条が必須です。

記載例 UN1266 **I** 文字の箇条

下記以外の容積等	12mm以上
8kg/5ℓ未満、30kg/30ℓ以下の小容器又は輸送材料	6mm以上
8kg/5ℓ以上の小容器又は輸送材料	6mm以上
60ℓ以下の減圧容器	6mm以上
8kg/5ℓ以下の小容器又は輸送材料	適用が大きい
8kg以下の無外殻で運送される危険物	適用が大きい

●内容積 3,000L以下のガールタンクへの表示の例

危険物コンテナ収納検査

危険物をコンテナに収納して海上輸送する場合は、収納方法について地方運輸局長または登録検査機関の検査を受けなくてはなりません。若し日本検定協会は危険物コンテナ収納検査について、国土交通大臣の登録を受けた検査機関です。

●危険物コンテナ収納検査の対象となる危険物

- 危険物 (第2.1-第2.6)
- 炎気発生 (第2.1-第2.3)
- 有機過酸化 (第2.2)

GHS

国際的に統一された化学製品の危険有害性の分類・表示方法である「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)」の取入れが安全データシート (SDS) に関する事項を定めています。

●GHSで使用する絵表示と危険有害性クラス

絵表示の番号	GHS01	GHS02	図上の象	GHS03
			燃焼性	燃焼性
腐食性 (液体)	可燃性 (液体)	可燃性 (固体)	燃焼性 (液体)	燃焼性 (固体)
腐食性 (固体)	可燃性 (液体)	可燃性 (液体)	燃焼性 (液体)	燃焼性 (液体)

●GHSラベルの例

国内でのGHSラベルに必要な情報に記述方法はJIS Z 7263に規定されています。GHSラベルの具体的な作成設計(印刷サイズ・成分表示等)は国内に異なっています。

アクリル酸 Acrylic Acid

成分・濃度: アクリル酸 99% 500ml

国連番号: 第4.2類 炎気発生性 第2.3類 炎気発生性

危険

海上輸送危険物の標札等

危険物の海上輸送には、定められた形式の標札又は標識、品名、国連番号、要領以上の注意事項等の表示を行うことが、国際規則 (IMDGコード) 及び国内法令 (危険物輸送法及び附随規則) で定められています。

等級1 火薬類

等級2 高圧ガス

等級3 引火性液体類

等級4 可燃性物質類

等級5 酸化性物質類

等級6 毒物類

等級7 放射線物質等

等級8 腐食性物質

等級9 有害性物質

少量危険物用表示

海洋汚染マーク

国連番号用表示

上向き表示

オーバーパック表示

高温注意用表示

低温注意用表示

注意注意用表示

リチウム電池用表示

●耐水性

海上輸送に使用される標札、標識、品名、[UN]の文字及び国連番号並びに要領注意事項の表示は、海水に30分間浸された場合であっても、消えるおそれのないものにてなければなりません。

●標札・品名等の表示場所

容器に表示する標札は、輸送物の大きさが十分な場合は、同一面側の品名表示に近接して表示します。必要時危険性を示す標札は、主要部を示す標札に隣接して表示します。海洋汚染マークも品名等に近接して表示します。

●標札等の大きさ

標札は容器の大きさに応じ、表示が困難となる場合は縮小することができます。標札・標識以外の表示は、それより大きな規定があります。

●標札等の向き

上側に等幅を示す形、下側に等幅を示す数字となる向きが適正です。

一般財団法人 新日本検定協会

安全環境室

TEL 03-3449-2818 FAX 03-3449-0355

sklabel@shinken.or.jp

危険物ラベル・GHSラベル

SK ラベル

<https://www.sklabel.jp>



◎オーダーラベル・各国 GHS ラベル作成もおこなっております。